

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年十月十五日第三種郵便物認可

目次

- ◇規則
 ◇告示
 農業委員会等補助金交付規則
 土地改良事業計画の縦覧
 土地改良事業計画の縦覧
 土地改良事業計画の縦覧
 土地改良事業計画の縦覧
 土地改良事業計画の縦覧
 建設業者の変更登録
 建設業者の変更登録
 建設業者の変更登録
 建設業者の変更登録
 建設業者の変更登録
 漁業の免許
 炭素予防注射等の実施
 豚移入禁止区域の指定
 土地改良区役員の就任
 土地改良区設立認可
 土地改良区設立認可

規則

農業委員会等補助金交付規則をここに公布する。

昭和三十一年九月四日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県規則第六十一号

農業委員會等補助金交付規則

(目的)

第一條 この規則は、知事が農業委員会および農業会議の組織および運営に要する経費に對して、予算の範圍内において、市町村および鳥取県農業會議（

土施改良区設立認可

土地改良区設立認可

土地改良事業計画の縦覧

◆教委告示
定例教育委員会の招集

◆公告 二級建築士資格試験の合格者

県有林立木の一般競争入札

以下「団体」という。）に交付する補助金について、必要な事項を定めることを目的とする。

(交付の申請)

第二條 補助金の交付を受けようとする団体は、次に掲げる書類正副二部を、知事が定める期日までに提出しなければならない。

一、補助金交付申請書(第一号様式)

二、事業計画書(第二号様式)

三、収支予算書(第三号様式または第四号様式)

四、その他知事が必要と認める書類

(変更の承認申請書)

第三條 補助金の交付を受けた団体が、前条に掲げる書類に重要な変更を加えようとするときは、次に掲げる書類を添えて、知事の認可を受けなければならない。

一、計画変更申請書(第八号様式)

二、計画変更理由書

三、変更事業計画書(第二号様式)

四、変更収支予算書(第三号様式または第四号様式)(状況報告)

第四條 補助金の交付を受けた団体は、毎年十一月一日現在における事業の実施状況報告書を、第五号様式により作成し、十一月十日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第五條 補助金の交付を受けた団体は、次に掲げる書類を正副四部作成し、翌年五月十五日までに知事に提出しなければならない。

一、事業実績報告書(第六号様式)

二、事業成績書(第七号様式)

三、収支精算書(第三号様式または第四号様式)(補助金の返還)

第六條 知事は、補助金を交付した団体が、次の各号の一に該当すると認めたときは、補助金の全部また

は一部の還付を命ずることがある。

一、この規則に違反したとき。

二、事業の実施方法が不適当であるとき。

三、補助金の交付に附した条件に違反したとき。

附 則

1、この規則は公布の日から施行する。

2、農業委員会施設負担金交付規程(昭和二十六年八月鳥取県告示第三九四号)は、廃止する。

(第1号様式)

文書番号

昭和 年 月 日

市町村長 何 某 (または農業会議会長何某) 印

鳥取県知事あて

昭和 年度農業委員会等補助金交付申請書

昭和 年度における、農業委員会(または農業会議)に要する経費の補助金 印の

交付を受けたいので農業委員会等補助金交付規則第2条の規定により別紙関係書類を添えて申請します。

(第2号様式)

〇〇農業委員会(農業会議)事業計画書

1、事業の目的

2. 事業の内容

(1) 農業委員会

(イ) 委員

委員会数	選挙委員数	選任委員数	総数	備考
委員会	人	人	人	

(ロ) 職員

番号	氏名	性別	年齢	専任兼任		年間給与額 円	備考
				専任	兼任		
			才				

(注) ① 本務の欄は、他の職員が農業委員会を兼務している場合の本務職名を兼務の欄は農業委員会の職員が他の職員を兼務している場合の兼務職名を記入すること。
なお専業別欄には専任職員であれば○印兼任職員であれば△印を附すること。

(2) 農業会議

(イ) 会議員

総数	1号	2号	3号	4号	5号	6号
人	人	人	人	人	人	人

(ロ) 職員

番号	氏名	性別	年齢	担当事務	補助、非補助の別	専業別		給与額 (月額)	備考 (前歴その他)
						専業	別業務の場合の勤務先		

(注) 「補助、非補助の別」欄には補助職員は○印を非補助職員は△印を附し、また専業別欄には専任職員は○印兼任職員は△印を附すること

(イ) 調査事業実施の方法

(ロ) 教育情報事業実施の方法

(第3号様式)

収 支 予 算 (精 算) 書

収入の部

(単位円)

区分	本年度予算額 (精算)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減	備考
農業委員会費				
県補助金				
市町村費				

支出の部

区分	本年度予算額 (精算)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減	備考
農業委員会費				
委員手当				
職員給与				
職員特別手当				
職員旅費				
事務費				

(第4号様式)

収 支 予 算 (精 算) 書

(単位円)

収入の部

区分	本年度予算額 (精算)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減	備考
農業委員会費				
県補助金				
その他				

支出の部

区分	本年度予算額 (精算)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減	備考
農業委員会費				
会議員手当				
会議員旅費				
職員給与				
職員特別手当				
職員旅費				
事務費				
事業費				

(第5号様式)
文書番号

昭和 年 月 日

市町村長 何某 (または農業会議会長何某) ㊦

鳥取県知事あて

昭和 年 月 年度農業委員会等補助金事業状況報告書

昭和 年 月 日付鳥取県受農政第 号指令にもとずく農業委員会等補助事業の

実施状況を農業委員会等補助金交付規則により下記のとおり報告します。

記

1、農業委員会

(イ) 委 員

委員会数	選挙委員数	選任委員数	総 数	備 考
委員会	人	人	人	

(ロ) 職 員

定 数	実 人 員	同 左 内 訳			備 考
		専 任	兼 任	任	
人	人	人	人	人	

1、農 業 会 議 員

(イ) 会 議 員

総 数	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	号
人	人	人	人	人	人	人	人

(ロ) 職 員

実 人 員	補 助 職 員	同 左 内 訳				担 当 事 務
		職 氏	名	年 令	才	
人	人	計				

(イ) 調査事業の実施状況

(ロ) 教育情報事業の実施状況

(第6号様式)

文書番号

昭和 年 月 日
市町村長 何某 (または農業会議会長何某) ㊤
鳥取県知事あて

昭和 年度農業委員会等実績報告書

昭和 年 月 日付鳥取県受農政第 号指令にもとづいて別紙事業成績書および
収支精算書のとおり事業を実施したので農業委員会等補助金交付規則により報告します。

(第7号様式)

〇〇農業委員会(農業会議) 事業成績書

1 事業目的

2 遂行実績

(1) 農業委員会

(イ) 委員

委員会数	選挙委員数	選任委員数	総数	備考
委員会	人	人	人	

(イ) 職員

番号	氏名	性別	年齢	専任		年間給与額	備考
				専任別	本務		

(注) 記載要領は事業計画書に準じて記載すること。

(イ) 会議開催

区分	開催回数												備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
農地関係(イ)													
食糧関係(ロ)													
農業振興計(ハ)													
農産改良関係(ニ)													
その他(ホ)													
上記を併せて(イ)													
議題としたもの													

(注) (イ)については(イ)(ロ)=1回 (ハ)(ホ)=2回というように明記すること

(二) 農 地 関 係

区 分	年 度 当 初		本 年 度 中		年 度 末		備 考
	件 数	対 象 面 積 畝	件 数	処 理 面 積 畝	件 数	残 存 面 積 畝	
農 地 買 収							
農 地 売 渡							
登 記							
交 換 分 合 計							
土 地 改 良 区							
自作農創設維持資金							

(三) 取扱った事務件数

区 分	行 っ た 処 分 お よ び 行 為						備 考
	買 収	売 渡	登 記	承 認	認 定	決 定	
農 地 法 関 係							
権 利 移 動 制 限							
転 用 制 限							
転用のための権利移動制限							
所 有 制 限							

(一) 振興計画および農業改良

貸借解約制限									
そ の 他									
小 作 調 停									
交 換 分 合 計									
総 合 計									
農 業 改 良									
自作農創設維持資金									

区 分	今年度において重点的に 行つた事項	今後重点的に考えるべ き事項	今年度に必要な 経費 円	備 考
振 興 計 画				
農 業 改 良				

(二) 経 費

区 分	予 算 額	精 算 額			備 考
		総 額	県補助額	市町村負担額	
委 員 関 係 費					

職員関係費						
事務費						
事業費						
合計						

(2) 農業会議

(イ) 会議員

総数	1	2	3	4	5	6
人	人	人	人	人	人	人

(ロ) 職員

番号	氏名	性別	年齢	担当事務	補助非補助の別	専兼別	兼別	給与額 (月額)	備考 (前歴その他)

(注) 記載要領は事業計画書に準じて記載すること

- イ 調査事業実施の方法
- ロ 教育情報事業実施の方法

(ウ) 会議開催状況

議題別 月別	農地法	第40条第1項関係 食糧管理法 土地改良法	その他	左欄の主要議題名
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				
計				

イ 農地法関係事務処理件数

区 分	処 理 件 数	処 理 面 積
転 用 の 制 限	件	畝
転用のための権利移動の制限		
賃貸借の解約等の制限		
計		

(第8号様式)

文書番号

昭和 年 月 日

市町村長 何某 (または農業会議会長何某) 印

鳥取県知事あて

昭和 年度農業委員会等補助金交付変更申請書

昭和 年 月 日付鳥取県受農政第 号指令にもとづいて事業実施中のところ別紙理由書のと
あり変更したので、関係書類を添え認可下さいますよう申請します。

告 示

鳥取県告示第三百九十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第七条
第一項の規定により、日野郡江府町御机、岡照雄外十四
人の者から御机土地改良区設立の認可の申請があつたの
で、当該土地改良事業計画及び定款について、詳細な審
査を行った結果、当該申請を適当と決定した。よつて次
のように縦覧に供する。

昭和三十一年九月四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一、縦覧に供すべき書類の名称

二 土施改良事業計画書の写

三 定款の写

二、縦覧の期間

昭和三十一年九月五日から同年九月二十四日まで

三、縦覧の場所

江府町役場

四、異議の申立

利害関係人において公告にかかる決定に対して異議が
あるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて
知事に申し立てること。

鳥取県告示第三百九十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十
八条第一項の規定により、由良町桜池土地改良区から新
たに行おうとする土施改良事業計画の認可の申請があつ
たので、当該土施改良事業計画につき詳細な審査を行つ
た結果、当該申請を適当と決定した。よつて、次のよう
に縦覧に供する。

昭和三十一年九月四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一、縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業計画書の写

二、縦覧の期間
昭和三十一年九月五日から同年九月二十四日まで
三、縦覧の場所
東伯郡由良町役場
四、異議の申立
利害關係人において公告にかかる決定に対して異議があるときは縦覧期間満了後十日までに書面をもつて、知事に申し立てること。

鳥取県告示第三百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第七条第一項の規定により東伯郡由良町妻波、坂本和章外十五人の者から池田土地改良区設立の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画および定款につき詳細な審査を行つた結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十一年九月四日

鳥取県知事 遠 藤 茂
一、縦覧に供すべき書類の名称
（一）土地改良事業計画書の写
（二）定款の写
二、縦覧の期間
昭和三十一年九月五日から同年九月二十四日まで
三、縦覧の場所
東伯郡由良町役場
四、異議の申立
利害關係人において公告にかかる決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第三百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により、北条川土地改良区から新たに行おうとする土地改良事業計画の認可の申請があつたの

で 当該土地改良事業計画につき詳細な審査を行つた結果、当該申請を適当と決定した。よつて、次のように縦覧に供する。

昭和三十一年九月四日

鳥取県知事 遠 藤 茂
一、縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写
二、縦覧の期間
昭和三十一年九月五日から同年九月二十四日まで
三、縦覧の場所
東伯郡北条町役場
四、異議の申立
利害關係人において公告にかかる決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第三百九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、由良町桜池土地改良区の定款変更について、昭和三十一年八月二十八日認可した。

昭和三十一年九月四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第三百九十七号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三条の規定による変更届につき、次のように建設業者登録簿に昭和三十一年八月十七日変更登録した。

昭和三十一年九月四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号	登録年月日	商号又は名称	主たる営業所の所在地	申請者氏名
鳥取県知事登録（に）第八二号	昭31・8・12	有限会社 大東利雄	米子市車尾	（新）大東美雄
				（旧）大東利英

鳥取県告示第三百九十八号

建設業法（昭和二十四年法律第九号）第十三条の規定による変更届につき、次のように建設業者登録簿に昭和三十一年八月二十二日変更登録した。

昭和三十一年九月四日

鳥取県知事 遠 藤

茂

登録番号	登録年月日	商号又は名称	主たる営業所の所在地	申請者氏名
鳥取県知事登録 第三六五号	昭和31.5.6	山喜建設株式 （新） 会社	鳥取市片原一丁目三九	山本幸三郎
		山本建設株式 （旧） 会社	鳥取市瓦町四	山本幸三郎

鳥取県告示第三百九十九号

昭和三十一年九月一日次のとおり海面における漁業の免許をした。

昭和三十一年九月四日

鳥取県知事 遠 藤

茂

その一

Ⅰ 漁場計画の公示番号

昭和三十一年十月鳥取県告示第二百八十三号

Ⅱ 漁業権者住所氏名

鳥取県境港市外江町参千六百貳拾九番地

外江漁業協同組合

Ⅲ 漁業権の種類

区画漁業権

Ⅳ 漁業権の番号

海区第四号

Ⅴ 漁場の位置及び区域

昭和三十一年七月鳥取県告示第二百八十三号による漁場計画の中のその一の内容のとおり

Ⅵ 漁業の種類及び漁業の時期

右に同じ

Ⅶ 存続期間

昭和三十一年九月一日から昭和三十六年八月三十一日まで

Ⅷ 条件制限

昭和三十一年七月鳥取県告示第二百八十三号による漁場計画の中のその一の内容のとおり

その二

Ⅰ 漁場計画の公示番号

昭和三十一年七月鳥取県告示第二百八十三号

Ⅱ 漁業権者住所氏名

古徳安治 外六名

代表者 鳥取県境港市外江町参千五百四拾五番地

古 徳 安 治

Ⅲ 漁業権の種類

区画漁業権

Ⅳ 漁業権の番号

海区第五号

Ⅴ 漁場の位置及び区域

昭和三十一年七月鳥取県告示第二百八十三号による漁場計画の中のその二の内容のとおり。

Ⅵ 漁業の種類及び漁業の時期

右に同じ

Ⅶ 存続期間

昭和三十一年九月一日から昭和三十六年八月三十一日まで

Ⅷ 条件制限

昭和三十一年七月鳥取県告示第二百八十三号による漁

場計画の中のその二の内容のとおり

その三

Ⅰ 漁場計画の公示番号

昭和三十一年七月鳥取県告示第二百八十三号

Ⅱ 漁業権者住所氏名

鳥取県境港市外江町参千六百貳拾九番地

外江漁業協同組合

Ⅲ 漁業権の種類

区画漁業権

Ⅳ 漁業権の番号

海区第六号

Ⅴ 漁場の位置及び区域

昭和三十一年七月鳥取県告示第二百八十三号による漁場計画の中のその三の内容のとおり

Ⅵ 漁業の種類及び漁業の時期

右に同じ

Ⅶ 存続期間

昭和三十一年九月一日から昭和三十六年八月三十一日まで

Ⅷ 条件制限

昭和三十一年七月鳥取県告示第二百八十三号による漁場計画の中のその三の内容のとおり

九月 八日	米子市旧巖村日吉津村	巖 村
九月 十日	米子市旧五千石村	同 上
〃	〃 旧尙徳村	
〃 十一日	岸本町旧大幡村	
〃 十二日	〃 旧幡郷村	
〃 十七日	県村・ 米子南旧春日村	

鳥取県告示第四百一号

豚コレラ予防に関する規則（昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号）第一条の規定による移入を禁止する区域を次のように指定する。

昭和三十一年九月四日

鳥取県知事 遠

藤

茂

移入禁止区域

鳥根果

鳥取県告示第四百二号

理事	松田昌造	東郷町松崎
〃	秋田義治	羽合町久留
〃	益田安藏	東郷町田畑
〃	田中稔満	東郷町宮内
〃	山田伝治郎	東郷町藤津
〃	山田善之助	東郷町中興寺
〃	森柳藏	東郷町引地
〃	山田善次郎	東郷町野花
〃	神波勝衛	東郷町長和田
〃	前田俊治	東郷町門田
〃	前田常盛	〃

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、東郷湖周辺土地改良区から、次のとおり役員が就任した旨届出があつた。

昭和三十一年九月四日

鳥取県知事 遠 藤

茂

就任した役員の氏名及び住所

理事	平田村藏	東郷町長江
〃	沢信晴	羽合町上浅津
〃	中村武雄	〃
〃	亀谷順吉	〃
〃	中村国清	羽合町下浅津
〃	松本時太郎	羽合町南谷
〃	池本 亘	羽合町上橋津
〃	福本梅治	羽合町橋津
〃	中島二郎	羽合町上浅津
〃	河本房治	東郷町中興寺
〃	梅田利康	羽行町上浅津
〃	本多不二雄	羽合町下浅津

鳥取県告示第四百三号

捕伯郡岸本町丸山小谷益治外十四人の者から申請のあつた丸山土地改良区の設立について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定により昭和三十一年八月三十一日認可した。

昭和三十一年九月四日

鳥取県知事 遠 藤

茂

鳥取県告示第四百四号

西伯郡逢坂村松河原井上節雄外十四人の者から申請のあつた長野土地改良区の設立について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定により、昭和三十一年八月三十一日認可した。

昭和三十一年十月四日

鳥取県知事 遠 藤

茂

鳥取県告示第四百五号

米子市石井恩部寛一外十四人の者から申請のあつた石井土良区の設立について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定により、昭和三十一年八月三十一日認可した。

昭和三十一年九月四日

鳥取県知事 遠 藤

茂

鳥取県告示第四百六号

西伯郡岩本町吉長金川薫外十四人の者から申請のあつた吉長土地改良区の設立について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定により、昭和三十一年八月三十一日認可した。

昭和三十一年九月四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第四百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六條の二第一項の説定により、東伯郡赤碕町かち町の行う土地改良事業の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画につき詳細な審査を行つた結果、当該申請を適当と決定した。よつて、次のように縦覧に供する。

昭和三十一年九月四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一、縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写

二、縦覧期間

昭和三十一年九月五日から同年九月二十四日まで

三、縦覧の場所

東伯郡赤碕町役場

四、異議の申立

利害関係人において公告にかかると決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十五号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十一年九月四日

鳥取県教育委員会委員長 大島 高 蔵

一、日時 昭和三十一年九月七日午前十一時

一、場所 鳥取県教育委員会会議室

一、議題 1、定例報告

公 告

2、高等学校学区制について
3、高等学校入学選抜学力検査について

昭和三十一年七月二十八日、七月二十九日実施した二級建築士資格試験合格者は次のとおりである。

昭和三十一年九月四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一、全科目合格者

米原武彦	龜山和雄	森下晃利
三橋昭	今井久実	国森照章
伊藤紀	奥村操	井上由夫
浜本穂	下田晃	竹内貞造
山本剛	和田仁一	井関賀津幸
中村弘道	池原正雄	古河俊昭
日置道雄	田中政男	中川義之
福田満義	川島明	大呂美知孝

武田仲雄

藤井憲明

藤山達徳

今田長一

小野重弘

上坂礼司

足立茂

長衛義雄

門脇雅夫

長屋潤一

平尾俊哉

石賀登

川端輝夫

二、四科目合格者

武田博亨

三、三科目合格者

岡崎一清

岩田弘

福田賢一

絹川通

米沢信義

田上俊一

太田幸成

原田賢一

浜川信行

福谷久

水田功

森本総

田中雅隆

堀尾松治

二、四科目合格者

黒見勝弘

三、三科目合格者

岩成勲一

佐々木勝美

本庄公男

福井昇

麻木昭夫

山根長治

佐伯治

先難益

武田仲造

釜田豊

石田角治

稲垣介一

有田一

磯江勇

田辺克典

村山林治

堀内	茂	伊藤	一義	門脇	誠
天川	保	米川	健一	伊藤	芳儀

次のとおり果育林の立木を一般競争入札によつて売却するので公告する。

昭和三十一年九月四日

鳥取県知事 遠

茂

一、第一物件

1 場所 日野郡根雨町大字板井原地内、板井原果有

林一林班ろ小班

2
樹種
ヒノキ

3 樹令五十二年

4 面積 約二町步

5 数量 本数三、三九七本立木幹林積二、七〇六石

6 伐採法主伐

7 下見日時 九月七日及び九月八日 午後一時に日

野郡根雨町板井原板井原梟有林事務所

へ集合すること。

8 下見案内者 板井原 梟有林 看守 池田克己

(現住所 日野郡格雨町大字枚井原)

9 入礼場所 鳥取市吏町 鳥取県經濟部林務課

入札日時その他

(1) 入札執行年月日 昭和三十一年九月十七日

午後十二時三

午後十二時三十分 林務課集合
午後十二時三十分より午後一時まで 契約条件

その他について説明

午後一時 入札開始

開札は入札直後行ふ

入札保証金 入札金額

(1) 代理人において入札する場合は委任状

を持参のこと

2) 印鑑筆記用具

3) 入札その他について不明

は、木材の作りにしては、目点と具材
 務課へ問合のあむすこと

義訓、問し合はぬこと

一物作

巨里君格爾田大字格丹原地戶格丹原與有格

一、材料環の形状

ヒノキ（主として被害木）

五十年

約一反二畝步

數量	本數	一四二本	立木	幹材積	一六六石
----	----	------	----	-----	------

主伐（払下げ刻印のあるものに限る）

第一物件に同じ。

昭和四年十月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

刷 鳥 行
 所 取 者
 鳥 取 鳥
 鳥 取 鳥
 取 市 取
 取 東 市
 取 町 町
 取 取
 刷 刷
 所 所